

NTT東日本から届出のあった活用業務に対する

総務省の考え方

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成24年4月27日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、以下の2つである。

- ① NTT東日本が構築若しくは調達するサーバ設備（以下「サーバ設備」という。）及び各県に設置するゲートウェイ設備（以下「ゲートウェイ設備」という。）並びに各々の設備の間の県間伝送路（同社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路）等を組み合わせ、利用者に任意の通信回線（同社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用回線サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の通信回線も含む。以下同じ。）を介してこれを利用させるサーバ設備の容量貸し（以下「ホスティング」という。）及びユーザデータの複製・保管（以下「バックアップ」という。）を行う電気通信業務を営もうとするもの。

この場合において、当該回線区間は必ずしも県内に終始するとは限らないものであることから、活用業務としての届出があつたもの。

- ② NTT東日本が構築若しくは調達するサーバ設備について、利用者に任意の通信回線を介してこれを利用させるホスティング及びバックアップを行う電気通信業務を営もうとするもの。

この場合において、NTT東日本が提供する電気通信役務の区間は、同社が

設置若しくは調達するサーバ設備部分であり、N T T法第2条第5項の趣旨を踏まえて、活用業務としての届出があったもの。

N T T東日本は、自治体等による災害に強い事業運営やサービス提供体制の確立に対する強い要望を受け、本件活用業務を営もうとしているところ。

2 確認の内容

N T T法第2条第5項において、N T T東日本及び西日本電信電話株式会社(以下「N T T東西」という。)は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「N T T東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【N T T東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」(平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。)に則し、N T T東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、N T T東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T東日本は、本件活用業務を営むに当たっては、市販で調達可能なサーバ設備やゲートウェイ設備等を構築若しくは調達するとしており、このための所要の資金は、■億円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の本件活用業務に係る設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれ

は生じないものと考えられる。

他方、職員についても、現在の各通信網サービスの提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であり、本件業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではない。

よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するためには必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

①地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、利用者が任意の通信回線を介して利用できるホスティング及びバックアップサービスを提供することとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、主に地方自治体及び企業等の法人ユーザが役務提供の対象になり得ると考えられる。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域電気通信市場のうち、主には、本件活用業務の足回りとして利用されることが想定されるWANサービス及び専用サービスにおける市場の競争状況の影響を受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。これらの地域電気通信市場における競争の進展の程度に応じ、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、当該市場における影響力を本件活用業務に係る市場において濫用しないために適切なものであるか否かについて、②、③の状況と併せてステップ2)において確認することとする。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」報告書（平成23年9月7日公表）のデータによれば、まず、WANサービス市場については、平成23年3月末でのシェア（契約数による。以下同じ。）第1位のNTT東西のシェアは37.3%、NTT東日本単独では21.9%となっている。また、第2位のNTTコミュニケーションズは23.0%、第3位のKDDIは16.7%と、シェアとしては拮抗しているものと判断できる。

同報告書では、市場支配力の存在に関しては、上述のようなシェアの状況、WANサービスの契約数は依然増加傾向にあり、市場全体の規模が拡大している中、シェアの変動幅は徐々に小さくなっているものの、シェア獲得競争は引き続き行われているものと考えられること、WANサービス市場においてシェア第2位のNTTコミュニケーションズはIP-VPN市場でシェア48.0%を占め、第3位のKDDIも2割弱のシェアを獲得していることから、第2位以下の事業者も十分な競争力を有すると判断できること等を総合的に勘案し、単独で市場支配力を行使し得る地位にある事業者は存在しないと評価されている。

他方、WANサービスにおける上位3社シェア（NTT東西、NTTコミュニケーションズ及びKDDI）は平成23年3月末時点で77.1%、HHIが2,308と寡占的な状態にあること、上位2社はともにNTT

系の事業者であり、資本関係の結びつきが認められ、さらにその他のNTTグループの事業者も含めると7割近くのシェアを占めており、グループとしての総合的な事業能力が発揮される可能性があること等を総合的に勘案し、NTTグループの複数の事業者が、協調的寡占体制の下で市場支配力を行使し得る地位にあると評価されている。

しかしながら、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づきNTT東西に課されているNTTコミュニケーションズとの間のファイアーウォール規制及び接続料規制、並びに競争事業者による一定の競争圧力が存在していることにより、市場支配力の行使の可能性は低いと評価されている。

なお、同報告書では、平成23年3月11日に起きた東日本大震災後の法人ユーザによるデータセンタ、クラウドサービスに対する需要が高まってきており、WANサービスの利用が拡大することも想定されることから今後の動向を注視していく必要があるとされているところである。

以上の観点から、ホスティング及びバックアップサービスを提供する本件活用業務をNTT東日本が営むことに関しては、同市場に与える影響について検討する必要があると考えられる。

次に、同報告書のデータによれば、専用サービス市場については、平成22年3月末でのシェアNTT東西のシェアは91.9%、NTT東日本単独では50.7%となっており、接続専用回線を除くとNTT東西で43.5%、NTT東日本単独では25.6%となっている。

同報告書では、市場支配力の存在に関して、上述のようなシェアの状況等を総合的に勘案して、専用サービス市場ではNTT東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価されている。

しかしながら、専用サービス市場の規模が横ばい傾向にあるところ、サービスの高品質化や料金の低廉化により市場規模の拡大を続けているWANサービス市場からの競争圧力が強まっているため、専用サービスの価格を引き上げれば、WANサービスへの顧客流出を加速する可能性が徐々に大きくなっていること等から、NTT東西が専用サービス市場で市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

他方、本件活用業務は、NTT東日本のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線とは別個にサーバ設備を設置・調達し、これらと県間伝送路等を組み合わせた上で、利用者が任意の通信回線を介して利用できるホスティング及びバックアップサービスを提供しようとするものである。NTT

東日本が本件活用業務において役務提供や料金設定を行おうとするのは、同社が設置等を行うサーバ設備及びゲートウェイ設備並びに県間伝送路部分であり、利用者が契約する当該サーバ等までの接続足回り回線部分を含まない。したがって、その業務形態は、必ずしも足回り通信回線を設置することなく営むことのできる、ホスティング及びバックアップサービスである。

このホスティング及びバックアップサービスの市場規模は、平成22年特定サービス産業実態調査におけるサーバホスティング業務に当たり、平成22年11月1日時点における事業所数は242箇所、直近の年間売上高は79,408百万円とされており、前年と比し、事業所数は37箇所減少しているが、年間売上高は2,550百万円増加を示している。

現在、このようなサービスについては、既存のいずれかの法令の規定に抵触しない限りこれを営むことについて特段の規制はなく、競争事業者においても、サーバ設備等を調達等することにより、同様のサービスを提供することが可能である。

同調査によれば、同市場全体の売上高のうち、約5割を6の事業所が、約3割を22の事業所が占めており、例えば、市場全体の契約数のうち約4割をNTT東西2社が占めているWANサービス市場と比較しても、相当数の者が自由に競争を行っている状況であると推測でき、また、NTT東日本の届出書に記載された収入の見込みによれば、平成27年度における本件活用業務に係る収入見込みは[]億円（うち、サーバ設備単独で役務提供を行う業務②に係る収入見込み[]億円。）であり、仮に、同調査と比較した場合でも、本件活用業務の規模は、同市場において、直ちに著しく高い水準のシェアを獲得することとなるものとは推測されない。

このような各市場の状況に鑑みれば、新たにNTT東日本1社がホスティング及びバックアップサービスを提供することが、直ちに同市場の公正な競争を阻害するとまでいえない。

一方で、同市場の売上高並びにNTT東西がWANサービス市場及び専用サービス市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば仮に、NTT東日本しか利用し得ないような同社のネットワークに係る機能を用いたり、同社のサービスと不適切にバンドルされたサービスを提供したりすることや、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等により、同社の市場支配力を本件活用業務において濫用するがあれば、同市場における公正な競争を阻害し、もって、WANサービス市場や専用サービス市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、N T T 東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と併せて、ステップ2)において確認することとする。

②ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにN T T 東日本が設置・調達するサーバ設備及びゲートウェイ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のI P通信網、L A N型通信網及び専用回線の一部として設置されるものではなく、これらとは別個に構築することとしており、また、本件活用業務は、これらのネットワークの特有の機能と一体として提供したり、このような機能の利用を必須の前提としたりするものではないとしている。

また、県間伝送路につきN T T 東日本が自ら設置等する場合には、他の事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等に当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明示することにより、これまで同様にオープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保するとしており、調達を行う場合にも、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施するとしている。

さらに、本件活用業務は、足回り回線としてW A Nサービス及び専用サービスが利用されることが想定されるが、同届出書によれば、これらのサービスと当該サーバ設備及びゲートウェイ設備との接続は、自社網サービスのほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインターフェース条件を開示するとしている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との関連性は、相当程度に低いものと考えられる。

一方で、仮にN G Nが実装する機能と併せて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限されるようなことや、他の電気通信事業者の接続条件等について自社の足回り回線と比べ相当程度に差が生じるようなことがあれば、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性を持つこととなるおそれもあると考えられる。

このため、これらの観点から、N T T 東日本が届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、③の状況と併せて、ステップ2)において

確認することとする。

③市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が自ら設置・調達したサーバを用い、利用者が任意の通信回線を通じて利用できるホスティング及びバックアップサービスを提供するものであり、NTT西日本と連携したサービスの提供は、当面の間、予定していないことから、NTT東西の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

なお、今後、利用者がNTT西日本の提供する通信回線を用意して接続する場合であっても、NTT東日本は、他の電気通信事業者の提供する通信回線を接続する場合と同じ条件で利用を可能とする考えであるとしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとに、NTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであり、必要に応じて、県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等と同様の回線を組み合わせることで、他の電気通信事業者も同様に提供可能なものである。現にこれらのホスティングサービス、バックアップサービスはISP等他の電気通信事業者等が既に提供しているところである。

また、本サービスを提供する当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備は、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個に構築若しくは調達するものである。

なお、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備または当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインターフェース条件を本業務の提供にあわせて開示する考えである。

さらに、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

また、県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する考えである。

なお、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に用いるサーバ設備及びゲートウェイ設備については、市販で調達可能なものであり、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線に特有の機能の利用を必須とはしないこととしている。

本件活用業務において、本サービスの利用者と当社サーバ設備及びゲートウェイ設備との接続は、自社網サービスのほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用するこを可能としており、県間伝送路を自ら構築する場合においては、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、必要に応じてオープンにしていくこととしている。

また、県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、当該サーバ設備等について、必要に応じて当該接続条件をオープンしていくとしている。

したがって、この限りにおいては、他事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、ステップ1) ①、②の観点からも、これ以上の新たなネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応するものであり、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続条件については、インターフェース条件を本業務の提供にあわせて開示する考えである。

また、本業務に用いるIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他の電気通信事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考え方である。

【総務省の考え方】

NTT東日本が本件活用業務を営むために設置するサーバ設備及びゲートウェイ設備と利用者が任意に用意する通信回線との接続条件については、インターフェース条件を開示するとしている。

さらには、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1) ②に関し、NTT東日本が届出書に記載していること（IP通信網、LAN型通信網及び専用回線に特有の機能の利用を必

須の前提としないこと等)と合わせ考えれば、他事業者が必要に応じ本サーバ設備及びゲートウェイ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応するものであり、他の電気通信事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他の電気通信事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能なサーバ設備及びゲートウェイ設備を用いて提供され、NTT東日本のネットワークに特有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、実施計画（平成22年3月2日）に基づくとともに、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。
- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に關し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。
- 等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考え方である。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年11月30日に施行された電気通信事業法の改正の内容や、平成22年3月に同社が提出した実施計画に基づき、法令遵守の一層の徹底を図るとしている。

また、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信市場の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

なお、上述のとおり、競争評価において、データセンタ、クラウドサービスに対する需要が高まりに伴うWANサービスの利用拡大について今後の動向を注視していく必要があるとされているところであり、本件活用業務がWANサービス市場に与える影響についても引き続き注視することが必要であると考えられるため、今後、公正競争レビュー制度の運用等を通じて市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考え方である。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、サービス別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考え方である。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたっては、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応することで、オープンな接続性の確保に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考え方である。

また、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備または当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインターフェース条件を本業務の提供にあわせて開示し、関連事業者の公平な取り扱いを確保する考え方である。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定しておらず、今後、当該電気通信事業者の提供する通信回線をお客様が用意して接続する場合であっても、それ以外の電気通信事業者の提供する通信回線を接続する場合と同じ条件で利用可能とする考えである。

さらに、本業務で用いるIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり利用者が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及びゲートウェイ設備等との接続条件については、インターフェース条件等を開示した上で関係事業者の公平な取り扱いを確保することとしている。

また、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定していないとしている。

さらに、本件活用業務が届出書の範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、NTT東日本のネットワークに特有の機能の利用が必須であることはなく、上述のとおり、他事業者もサーバ設備及びゲートウェイ設備等の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であることから、競争事業者との間において、新たに同等性を確保するための措置を講ずる必要はないものと考えられる。

したがって、この限りにおいて、ステップ1)①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入

への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えらえる。

なお、上述の項目1から7までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求ることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。